

中小企業経営承継円滑化法について（その１）

Q．平成２０年１０月１日より中小企業経営承継円滑化法（以下「経営承継法」）が施行されますが、中小企業の事業承継にどの様にプラスになるのでしょうか？

A．新制度活用により計画的な事業承継を。

１．概要：円滑な事業承継に障害となる民法の遺留分による後継者への自社株集中の困難性、自社株等に係る相続税負担、経営承継時の自社株・事業用資産等買取り資金不足の３つの課題に対処する為、新たに

遺留分の民法特例
相続税納税猶予制度
金融支援策

を内容とする「経営承継法」を設けました。

２．遺留分の民法特例とは（平成２１年３月１日施行）

１）特例中小企業者の旧代表者が後継者に自社株を生前贈与する際に、一定手続きを経て当事者（旧代表者の推定相続人）全員の合意を得れば、

贈与株式等を遺留分算定基礎財産から除外できる（除外合意）

遺留分計算において贈与株式等の評価額を贈与時で固定できる（固定合意）

の２つの民法特例（特例合意）が認められるようになります。なお「遺留分」とは相続人の為に民法が保証する最低限の相続財産取り分で、侵害された相続人は取戻し請求が可能です。

２）特例中小企業者・旧代表者・後継者の要件：

特例中小企業者とは、中小企業基本法の中企業で

製造業・建設業・運輸業等で資本金３億円以下又は社員３百人以下

卸売業で資本金１億円以下又は社員１百人以下

小売業で資本金５千万円以下又は社員５０人以下

サービス業で資本金５千万円以下又は社員１百人以下

及びその他一定業種で、事業継続3年以上の非
上場会社です。医療法人は対象外です。
旧代表者の要件は、特例中小企業者の元代表又
は現代表（複数代表）で、推定相続人に株式等贈
与した者。

後継者の要件は、特例中小企業の現代表者で、
旧代表者の推定相続人であり、旧代表者から株式
等を生前贈与され、議決権の過半数を保有する者
です。

3) 合意手続の流れ：

後継者に株式を生前贈与する際に 当事者全員
の 特例合意 を書面で得ます。

次いで合意後1ヶ月以内に申請し「経済産業大
臣の確認」を得ます。

さらに確認後1ヶ月以内に申立てにより「家庭
裁判所の許可」を得ると、合意効力発生です。

今回は納税猶予制度と実務上の活用例を解説です。

I S H I I